

市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例及び入間市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の要旨（議案第119号）

1 改正内容

- 特別職及び一般職の令和2年度12月期に支給する期末手当の支給割合を0.05月分引下げ【令和2年12月1日適用】
- 特別職及び一般職の令和3年度以後の6月期及び12月期に支給する期末手当の支給割合を改正【令和3年6月1日適用】
- 再任用職は引下げなし

□ 特別職の支給割合（期末手当）

区 分	6月期	12月期	総支給割合
令和2年度〔現 行〕	2.250月	2.250月	4.50月
令和2年度〔改定後〕	2.250月	<u>2.200月</u>	<u>4.45月</u>
令和3年度以後	<u>2.225月</u>	<u>2.225月</u>	4.45月

□ 一般職の支給割合（期末・勤勉手当）

区 分		6月期	12月期	合 計	総支給割合
令和2年度〔現 行〕	期末手当	1.300	1.300	2.60	4.50月
	勤勉手当	0.950	0.950	1.90	
令和2年度〔改定後〕	期末手当	1.300	<u>1.250</u>	<u>2.55</u>	<u>4.45月</u>
	勤勉手当	0.950	0.950	1.90	
令和3年度以後	期末手当	<u>1.275</u>	<u>1.275</u>	2.55	4.45月
	勤勉手当	0.950	0.950	1.90	

《再任用職》（参考）

区 分		6月期	12月期	合 計	総支給割合
令和2年度〔現 行〕	期末手当	0.725	0.725	1.45	2.35月
	勤勉手当	0.450	0.450	0.90	